

四国森林管理局製品生産事業請負仕様書

令和 7 年 2 月

四 国 森 林 管 理 局

四国森林管理局製品生産事業請負仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、「国有林野事業における製品生産事業請負標準仕様書について」（平成20年3月31日付け19林国業第239号林野庁長官通知）により定める製品生産事業請負標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）第1条第2項に規定する森林管理局仕様書として定めたものであり、四国森林管理局並びに管内の森林管理署及び森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）が実施する製品生産事業請負に適用する。

2 標準仕様書に示されていない事項及び特殊な作業については、本仕様書及び特記仕様書によるものとし、請負契約書、図面及び特記仕様書並びに本仕様書に記載された事項は、標準仕様書に優先するものとする。

(事業現場管理)

第2条 請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。加えて、地拵、植付、下刈等の作業が含まれるときは、当該事業区域内においては指定場所であっても火気の使用（加熱式たばこ等の火気の使用を伴わない喫煙を含まない。）を禁止しなければならない。更に、林野火災防止に関する誓約書を第3条に定める事業計画書の提出時に併せて提出しなければならない。

(事業計画書)

第3条 請負者は、「国有林野事業における製品生産事業請負契約約款について」（平成20年3月31日付け19林国業第238号 林野庁長官通知）により定める国有林野事業製品生産事業請負契約約款（以下「請負契約約款」という。）第3条第1項及び標準仕様書第6条第1項の規定により事業計画を作成したときは、事業計画書（様式第1号）を事業着手前に発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 請負者は、次の各号に掲げる書類を事業着手前における事業計画書の提出時に併せて提出しなければならない（当該事業に関連するものに限る。）。

- (1) 現場代理人等通知書（様式第2号）
- (2) 下請負計画書（様式第3号）
- (3) 支給材料受領書（様式第4号）
- (4) 貸与品受領書（様式第5号）
- (5) 森林作業道作設計画書（様式第6号）
- (6) 国有林野利用計画書（様式第7号）

- (7) 立木伐採作業計画書（様式第8号）
- (8) 安全に関する研修・訓練等計画書
- (9) 労働安全衛生規則等に基づく作業計画書
- (10) 林野火災防止に関する誓約書（様式第9号）
- (11) その他事業の実行上必要と認められる書類

3 請負者は、事業計画書を遵守し事業を実行しなければならない、事業計画書の内容に変更が生じた場合には、変更事業計画書（様式第1号）をその都度当該事業に着手する前に発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

（現場代理人）

第4条 請負者は、現場代理人を定めたときは、現場代理人等通知書（様式第2号）を事業着手前に発注者に提出して承諾を受けなければならない。現場代理人を変更した場合も同様とする。

（支給材料及び貸与品）

第5条 請負者は、支給材料の引渡しを受けたときは、支給材料受領書（様式第4号）を発注者に提出して提供を受けなければならない。支給材料が不用となったときは、支給材料返還書（様式第4号）を発注者に提出して返還しなければならない。

2 請負者は、貸与品の引渡しを受けたときは、貸与品受領書（様式第5号）を発注者に提出して借り受けなければならない。貸与品が不用となったときは、貸与品返還書（様式第5号）を発注者に提出して返還しなければならない。

（事業の下請負）

第6条 請負者は、標準仕様書第20条の規定により下請負に付するときは、下請負計画書（様式第3号）を事業着手前に発注者に提出して承諾を受けなければならない。下請負者を追加、変更した場合も同様とする。

（事業の着手）

第7条 請負者は、事業計画書の承諾後に事業着手するときは、着手届（様式第10号）を発注者に提出しなければならない。

（監督職員の指示等）

第8条 監督職員は、標準仕様書第3条第1項の規定により監督日誌等へ記載する場合は、併せて請負者が備え付けている事業日報（様式第11号）に記載するものとする。

2 請負者は、標準仕様書第3条第2項の規定により書面へ記載する場合は、事業日報（様式第11号）及び願書兼報告書（様式第12号）に記載するものとする。

3 請負者は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第18条第1項各号に該当する事実を発見したときは、事業変更等確認通知書（様式第13号）を監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(実行管理)

第9条 請負者は、標準仕様書の別紙「製品生産事業請負実行管理基準」5(1)

(b)の規定により請負事業進行報告書(様式第14号)に請負事業進行状況図(縮尺:1/5,000)を添えて翌月5日を目途に監督職員に提出しなければならない。ただし、監督職員が認めたときは、請負事業進行報告書(様式第14号)に代えて別の様式等により提出することができるものとする。

2 請負者は、各作業工程別の実行記録写真の撮影について、標準仕様書の別紙「製品生産事業請負実行管理基準」5(2)(a)の規定する実行記録写真撮影要領(別表1)により行うものとする。

(事業の完了及び検査)

第10条 請負者は、契約約款第32条第1項の規定により事業を完了したと認めるときは、事業完了届(様式第15号)を発注者に提出して検査を受けなければならない。

2 請負者は、請負契約約款第38条第2項の規定により事業完了前に生産完了検査場所における検査合格数量について、当該検査合格数量の部分検査を受けようときは、部分完了届(様式第15号)を発注者に提出して部分検査を請求しなければならない。

第2章 事業の実行

(一般)

第11条 各作業の実行に当たっては、標準仕様書及び本仕様書第1章によるもののほか、本章によらなければならない。

2 具体的な実行方法及び本章にない事項については、特記仕様書によらなければならない。

3 標準仕様書第2章及び本章に明示していない事項又は疑義を生じた取扱いについては、監督職員の指示を受け、請負者はこれに従うものとする。

(伐倒)

第12条 間伐における伐倒方法は、別に定めのある場合を除き、列状間伐を原則とする。また、その列幅及び列の取り方並びに主伐における伐倒方法は、監督職員の指定するところによるものとする。

2 列状間伐によらない間伐における伐倒の取扱いは、標準仕様書第27条に準じるほか、次の各号のとおりとする。

(1) 請負者は、伐採対象木に標示がある場合は、標示のある立木を伐採しなければならない。

(2) 請負者は、伐採対象木に標示がない場合は、標準地調査区域又は類似林分の選木状況に準じて対象木を選木し、伐採しなければならない。

(3) 請負者は、伐採対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。

(4) 請負者は、かかり木が生じたときは、安全で確実な方法により処理してから次の作業を行わなければならない。

- (5) 請負者は、伐倒木については、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りしなければならない。
- (6) 請負者は、伐倒木については、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
- (7) 請負者は、目的樹種以外であっても、監督職員の指示に従い、造林木のない箇所に生育する天然有用樹や尾根筋、沢筋に生育する有用樹及び林縁木（林分保護上必要な場合に限る。）は保残しなければならない。
- (8) 請負者は、伐採対象木のうち、損傷木、曲がり木、二又木等の形質不良木から選木し、伐採しなければならない。
- (9) 請負者は、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく疎開することのないよう注意しなければならない。
- (10) 請負者は、伐倒木の伐採高が概ね120cm 以下となるよう伐採しなければならない。
- (11) 請負者は、請負契約書に定める本数伐採率の0%から+10%までの範囲内で伐採しなければならない。
- (12) 請負者は、造林木の成長を阻害している蔓茎類は、根元から伐り離して処理しなければならない。

（造材）

- 第13条 採材は、造材寸法書（別表2）により行うものとし、品質及び歩留が向上するよう努めなければならない。ただし、造材寸法書（別表2）によりがたい場合は、監督職員の指示を受け、請負者はこれに従うものとする。
- 2 測尺は、慎重かつ適切に行うとともに、随時、使用機械又は測竿の点検を行うものとする。
 - 3 玉切は、樹心に対して直角に切断するとともに、切断した木口面が平滑となるよう、随時、使用機械の目立てを行うものとする。
 - 4 延寸（余尺）は、造材寸法書（別表2）に示すとおりとする。

（森林作業道作設）

- 第14条 森林作業道の作設に当たっては、森林作業道作設標準例（別紙）によるものとする。
- 2 請負者は、森林作業道の作設予定路線を明示した森林作業道作設計画書（様式第6号）に森林作業道作設計画路線図（縮尺：1／5，000）を添えて、事業着手前に発注者に提出して承諾を受けなければならない。森林作業道作設計画路線図を変更した場合も同様とする。
 - 3 請負者は、事業を完了したと認めるときは、森林作業道完成報告書（様式第16号）に延長距離計算書、構造物箇所数計算書、森林作業道作設結果路線図（縮尺：1／5，000）、森林作業道構造物位置図（縮尺：1／5，000）、実行記録写真、その他の書類を添えて、発注者に提出するものとする。
 - 4 森林作業道の規格、構造その他の仕様は、森林作業道作設標準例に示すところによるものとする。

- 5 請負者は、設計図書等に明示していない事項又は疑義を生じた取扱いについて、監督職員と協議の上、実行するものとする。
- 6 請負者は、森林作業道作設に起因して林地の崩壊、流出等が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
- 7 発注者は、請負者が路線計画と異なる森林作業道を作設したとき、請負者の責に帰すべき事由により林地崩壊が発生したとき又は発生する可能性が高いと認めるとき、林地保全上、特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水施設の設置等の必要な措置を命じることができるものとする。
この場合において、請負者は、発注者の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

(施設等維持修繕)

- 第15条 請負者は、森林作業道、土場等の作業の実行に必要な施設等を維持修繕するときは、監督職員の指示を受けなければならない。
- 2 請負者は、事業を完了したと認めるときは、稼働日ごとにおける作業開始時及び終了時の稼働時間計器の写真及び稼働時間を集計した書面を発注者に提出しなければならない。
 - 3 請負者は、発注者が前項に掲げる写真及び書面の内容が一致しないと認めたときは、当該稼働時間に係る支払いを請求することができない。

(巻立)

- 第16条 巻立は、一般材と低質材を区分して行うものとするほか、監督職員の指示に従わなければならない。

(積込)

- 第17条 積込は、一般材と低質材を区分して行うものとする。ただし、監督職員の指示又は承諾を受けた場合はこの限りでない。
- 2 請負者は、素材の取扱いを慎重にし、損傷しないようにしなければならない。

(トラック運材)

- 第18条 請負者は、輸送物件の封印を行う者を定めて、書面により事業着手前に発注者に提出して承諾を受けなければならない。
- 2 発注者の承諾を受けた輸送物件の封印を行う者（以下「封印受任者」という。）は、トラック運材作業に当たって、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 積込作業を完了したときは、輸送物件を器具等により緊縛して、発注者が指定する方法により封印を行うこと。
 - (2) 発注者から引渡しを受けた封印パンチ等は、施錠できる場所に保管する等、適切に管理すること。
 - 3 輸送を行う乗務員は、封印受任者から送り状を受領し、携行しなければならない。

- 4 輸送を行う乗務員は、輸送物件を発注者が指定する地点まで輸送したときは、着地の事業者に送り状を引渡し、封印及び荷姿に異常がないか、確認を受けなければならない。
- 5 請負者は、輸送途中に事故が発生したことにより、やむを得ず輸送物件を荷卸しするときは、速やかに監督職員に報告しなければならない。なお、請負者は、発生した事故の解決に当たるとともに、荷卸しをした輸送物件を直ちに発注者が指定する地点まで輸送しなければならない。
- 6 請負者は、素材の取扱いを慎重にし、損傷しないようにしなければならない。

第3章 国有林野の利用

(国有林野の利用)

第19条 請負者は、請負契約約款第16条に規定する事業用地等に加え、事業の実行上必要と認められる国有林野を無料で利用することができるものとする。この場合において、利用目的は、現場事務所並びに材料、機械器具及び仮設物に係る用地並びにその他事業の実行上必要な用地とし、請負者は、国有林野管理規程その他規定に従うものとする。

- 2 請負者は、国有林野の利用に当たって、国有林野利用計画書（様式第7号）に国有林野利用位置図（縮尺：1／5，000）及び用途別面積計算書を添えて、事業着手前に発注者に提出して承認を受けなければならない。
- 3 請負者は、利用承認を受けた国有林野（以下「利用承認地」という。）を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- 4 利用承認地の利用期間は、請負契約書に定める事業期間とする。ただし、書面により発注者の承諾を受けたときは、利用期間を延長することができるものとする。
- 5 請負者は、利用承認地を利用目的以外の用途に、これを使用し、又は転貸してはならない。
- 6 請負者は、利用承認地を返還するときは、発注者の指定する期日までに自己の負担において原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが適当でないと発注者が認めたときは、この限りでない。
- 7 請負者は、次の各号の一に該当するときは、この承認の全部又は一部を取消されても異議の申し立てをすることができないものとする。
 - (1) 請負者が、本条に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 請負者が、国有林又はその産物に被害を与えたとき。
 - (3) 国において公用、公共用又は公益事業の用に供するため、利用承認地を必要とするとき。
- 8 請負者は、その責めに帰すべき事由により、利用承認地の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による利用承認地の損害に相当する金額を損害賠償として納付しなければならない。ただし、請負者の責めに帰すことができない事由であって、請負者が善良な管理者の注意を怠らなかつたと発注者が認めたときは、この限りでない。

- 9 請負者は、前項に掲げる場合のほか、本章に定める義務を履行しないため国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に納付しなければならない。
- 10 請負者は、利用承認地の利用に関連して、当該利用承認地及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出又は火災等の災害により国の所有する立木その他地上物件に被害が発生又は発生のおそれがあるときには、遅滞なく発注者に届け出なければならない。
- 11 請負者は、利用承認地の使用により、土砂の崩壊、流出等、国土保全上支障を生じ、又は生じるおそれのあるときは、遅滞なく適切な措置を講じなければならない。また、これに関し発注者の指示があったときは、請負者は、その指示に従わなければならない。
- 12 請負者は、発注者又は発注者が認めた者が業務の必要上、利用承認地を通行又は利用するときは、これを拒んではならない。

第4章 請負金額の確定等

(請負金額の確定)

第20条 請負契約約款第1条第14項に規定する請負金額の確定は、次式によるほか、次の各号のとおり定めるものとする。

請負金確定額＝直接費確定額＋間接費確定額＋消費税及び地方消費税相当額

(1) 直接費確定額は、次式により算定するものとし、直接費変動費単価及び直接費固定費金額は、予定価格を構成する単価及び経費に落札率を乗じた額とし、生産完了地点別に算出して合計するものとする。なお、確定請負数量は、生産完了検査場所における検査合格数量の累計とする。

直接費確定額＝直接費変動費単価×確定請負数量＋直接費固定費

(2) 間接費確定額は、次式により算定するものとし、一般管理費等は、間接費に含めるほか、直接費合計額、一般管理費等、共通仮設費、現場管理費、諸経費、労務関係費及び官給材料取扱経費は、予定価格を構成する単価及び経費に落札率を乗じた額とする。

間接費確定額＝〔(直接費確定額÷直接費合計額)×(一般管理費等＋共通仮設費＋現場管理費)〕＋〔(直接費確定額÷直接費合計額)×(諸経費＋労務関係費)〕＋官給材料取扱経費

(3) 消費税及び地方消費税相当額は、次式により算定するものとし、円未満の端数を切り捨てるものとする。

消費税及び地方消費税相当額＝(直接費確定額＋間接費確定額)×消費税及び地方消費税率

(4) 既に部分払金の支払いがあるときは、算出した請負金確定額から累計部分払金額を控除するものとする。

2 請負金確定額の算定は、素材生産請負支払額算定書によるものとする。

(部分払金の額の算定)

第21条 請負契約約款第38条に規定する部分払金の額の算定は、次式によるほか、次の各号のとおり定めるものとする。なお、算定した部分払金の額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。

部分払金の額 ≤ (直接費変動費出来高 + 直接費固定費出来高 + 間接費出来高 + 消費税及び地方消費税相当額) × [(9 ÷ 10) - (前払金額 ÷ 請負金額)]

(1) 直接費変動費出来高は、作業工程ごとに次式により算定するものとし、直接費変動費単価は、予定価格を構成する単価に落札率を乗じた額とする。なお、累計検査合格数量は、生産完了検査場所における検査合格数量(完済部分)の累計とする。ただし、次式により直接費変動費出来高を算定することができない作業工程にあつては、「製品生産事業請負監督・検査要領」(平成20年6月19日付け20四販第34号四国森林管理局長通知)等に基づき、検査に合格した数量等により算定する。

直接費変動費出来高 = 直接費変動費単価 × 累計検査合格数量

(2) 直接費固定費出来高は、作業工程ごとに次式により算定するものとし、直接費固定費は、予定価格を構成する金額に落札率を乗じた額とする。なお、累計検査合格数量は、生産完了検査場所における検査合格数量(完済部分)の累計とする。ただし、次式により直接費固定費出来高を算定することができない作業工程にあつては、「製品生産事業請負監督・検査要領」(平成20年6月19日付け20四販第34号四国森林管理局長通知)等に基づき、検査に合格した数量等により算定する。

直接費固定費出来高 = 直接費固定費 × (累計検査合格数量 ÷ 請負予定数量)

(3) 間接費出来高は、次式により算定するものとし、間接事業費及び一般管理費等があるときは、間接費に含めるほか、累計直接費出来高は、直接費変動費出来高と直接費固定費出来高を合計した額とする。なお、直接費合計額及び間接費合計額は、予定価格を構成する金額に落札率を乗じて求めた額とする。

間接費出来高 = (累計直接費出来高 ÷ 直接費合計額) × 間接費合計額

(4) 消費税及び地方消費税相当額は、次式により算定するものとし、円未満の端数を切り捨てるものとする。

消費税及び地方消費税相当額 = (直接費変動費出来高 + 直接費固定費出来高 + 間接費出来高) × 消費税及び地方消費税率

(5) 既に部分払金の支払いがあるときは、算出した部分払金の額から累計部分払金額を控除するものとする。

2 部分払金の額の算定は、素材生産請負支払額算定書によるものとする。

(確定した請負数量及び請負金額の通知)

第22条 発注者は、事業が完了したと認めるときは、請負契約約款第1条第13項及び同条第14項並びに本仕様書第20条の規定により請負数量及び請負金額を確定して、請負契約の数量・金額確定通知書を請負者に通知するものとする。

四国森林管理局製品生産事業請負仕様書

別 表 1 ～ 別 表 2

様式第1号 ～ 様式第16号

そ の 他 書 式

別 紙

(森 林 作 業 道 作 設 標 準 例)

別表 1

実行記録写真撮影要領

撮影区分	撮影箇所	説明
事業区域	事業箇所 区域表示箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・着手前及び完了後の事業地における遠景及び近景の状況 ・着手前及び完了後の区域表示箇所周辺の状況
伐倒	伐倒箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の伐倒前、伐倒中及び伐倒後の状況 ・チェーンソー等の使用状況
造材 (採材・玉切)	森林作業道 土場	<ul style="list-style-type: none"> ・採材を実行している状況 ・玉切した後の木口面の状況
集材	機械集材装置 森林作業道 土場	<ul style="list-style-type: none"> ・集材装置の設置状況、稼働状況及び撤収状況 ・集材前、集材中及び集材後の状況（架線、木寄） ・集材前、集材中及び集材後の状況（車両系集材）
森林作業道作設	森林作業道	<ul style="list-style-type: none"> ・森林作業道の作設前、作設中及び作設後の状況 ・構造物等の作設前、作設中及び作設後の状況
土場	土場	<ul style="list-style-type: none"> ・土場の作設前、使用中及び撤収後の状況
施設等維持修繕	森林作業道 土場の他	<ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕の作業前、作業中及び作業後の状況 ・稼働日ごとにおける作業開始時及び終了時の稼働時間計器（数値が判別できるもの）
巻立	土場	<ul style="list-style-type: none"> ・使用機械等の状況 ・巻立前、巻立中及び巻立後の状況（木口面） ・巻立前、巻立中及び巻立後の状況（長級面）
積込	土場の他	<ul style="list-style-type: none"> ・使用している機材の状況 ・積込の状況
トラック運材	土場の他	<ul style="list-style-type: none"> ・荷締め機の状況 ・封印の使用状況 ・荷姿
その他	その他必要箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・各撮影区分に準じる

※施設等維持修繕に係る稼働時間計器の写真に脱漏等があるときは、当該稼働時間に係る支払いを請求できない。

別表 2

造 材 寸 法 書

樹 種		長級 (材長) 【m】	延寸 (余尺) 【m】	径級 【cm】	品 等	販 売 方 法	備 考	
※1 一 般 材	ス ギ	5.0、 6.0	※2 0.1	14上	直、小曲	産物販売委託	元玉の場合は、根張を残す。	
		4.0	0.1	14上	直、小曲、 曲、等外	産物販売委託 製品システム販売	原則、通直材とする。	
								※3 8～13
		3.0	0.1	14上	直、小曲、 曲、等外	産物販売委託 製品システム販売	原則、通直材とする。	
								※3 8～13
	ヒ ノ キ	5.0、 6.0	※2 0.1	14上	直、小曲	産物販売委託	元玉の場合は、根張を残す。	
		4.0	0.1	14上	直、小曲、 曲、等外	産物販売委託 製品システム販売	原則、通直材とする。	
								※3 8～13
		3.0	0.1	14上	直、小曲、 曲、等外	産物販売委託 製品システム販売	原則、通直材とする。	
								※3 8～13
		2.0	※2 0.1	14上	込	産物販売委託	原則、元玉とし、根張を残す。	
	その他	監督職員の指示によるものとする。			—	産物販売委託		
	低 質 材	針葉樹 (低質材N)	2.0、 3.0、 4.0	0.1	8上 (原則)	(低N)	一般競争入札等 製品システム販売	用材として利用できないもの(利用材積が50%以下。)
		広葉樹 (低質材L)	2.0 (3.0、 4.0)		8上 (原則)	(低L)	一般競争入札等	用材として利用できないもの(利用材積が50%以下。)
優 良 材	針葉樹	監督職員の指示によるものとする。			—	産物販売委託		
	広葉樹	監督職員の指示によるものとする。			—	産物販売委託		

- ※1 一般材は、原則、根張部分やその他欠点となる部分を除き、造材するものとする。
 ※2 元玉の場合は、(※1)によらず、延寸(余尺)に根張部分の材長を加えて造材するものとする。
 ※3 販売方法が産物販売委託の場合は、その用途や需要に応じて、径級8cm下の造材ができるものとする。

事業計画書
変更事業

元号 年 月 日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署等の長 殿

(請負者)
住 所
商号又は名称
代表者役職氏名
現場代理人氏名 現場代理人

元号 年 月 日付け請負契約を締結した下記の事業について、事業計画書を【作成・変更】したので、四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第3条に基づき、承諾を得たく提出します。

記

1 事業名
【製品生産事業・森林環境保全整備事業】 (〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇)

2 事業計画事項

- (1) 事業概要
- (2) 事業工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 機械使用計画
- (5) 安全管理計画
- (6) 実行方法
- (7) 緊急時の体制及び対応
- (8) その他(提出書類)
 - ア 現場代理人等通知書 (様式第2号)
 - イ 下請負計画書 (様式第3号)
 - ウ 支給材料受領書 (様式第4号)
 - エ 貸与品受領書 (様式第5号)
 - オ 森林作業道作設計画書 (様式第6号)
 - カ 国有林野利用計画書 (様式第7号)
 - キ 立木伐採作業計画書 (様式第8号)
 - ク 労働安全衛生規則等に基づく作業計画書
 - ケ 安全に関する研修・訓練等計画書
 - コ 林野火災防止に関する誓約書 (様式第9号)
 - サ その他事業の実行上必要と認められる書類

監督職員 由	年 月 日
	官職 氏名
記事	

※事業計画書1～7にあつては、本書以上の記載内容であれば、任意様式により作成して差し支えないものとする。

1 事業概要

(1) 事業名

【製品生産事業・森林環境保全整備事業】 (〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇)

(2) 事業場所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇 〇〇国有林〇林班〇小班外〇

(3) 事業期間

自：元号 年 月 日

至：元号 年 月 日

(4) 請負予定数量

m³

(5) 請負予定金額

金 円也

(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

(6) 事業内容

全木伐倒 m³

全木集造材 m³

トラック運材 m³

(7) 発注者

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署等の長 ○ ○ ○ ○

(8) 請負者

住所

商号又は名称

代表者役職氏名

(9) 監督職員

官 職

氏 名

(10) 現場代理人

氏 名

2 事業工程表

事業工程表(別紙)のとおり

3 現場組織表

現場代理人 (作業指揮者)
氏名：
連絡先：

現場代理人補助者
氏名：
連絡先：

担当業務	氏名	直接雇用・ 下請負の別
施工管理担当		
写真管理担当		
採材担当		
封印担当		
配車担当		
安全管理担当		
労務担当		
機械担当		
事務担当		
その他 (〇〇担当)		
その他 (〇〇担当)		

現場事務所	住所：
	連絡先： (作業時)
	連絡先： (夜間、休日、緊急時)

下請負者	名称：
	連絡先： (作業時)
	連絡先： (夜間、休日、緊急時)
	名称：
	連絡先： (作業時)
	連絡先： (夜間、休日、緊急時)

(現場代理人その他技術者の有資格者表)

氏名	チェンソーによる伐木等の業務に係る特別教育	安全衛生教育者	刈払機取扱作業者	免許	林業架線作業主任者	業務に係る特別教育	機械集材装置の運転の	掘削(用)・運搬・積込用及び	地・運搬・積込用及び	車両系建設機械(整備)	用)運転技能講習	車両系建設機械(解体)	業務に係る特別教育	伐木等機械の運転の	業務に係る特別教育	走行集材機械の運転の	又は架線集材機械の運転	簡易架線集材装置の運転	技能作業主任講習者	はい	地山の掘削及び土止め支保	玉掛け技能講習	備考
○ ○ ○ ○																							現場代理人
○ ○ ○ ○																							現場代理人 補助者
○ ○ ○ ○																							
○ ○ ○ ○																							
計																							

※1 作業従事者に下請負者があるときは、備考欄に「下請負者」と記入し、下請負計画書(様式第〇号)を添付する。
 ※2 免許、資格等の保有を証する書面の写しを添付する。

5 安全管理計画

(1) 安全管理体制

総括安全衛生管理者

産 業 医

安 全 管 理 者

衛 生 管 理 者

安 全 衛 生 推 進 者

各 作 業 主 任 者

・ 林業架線作業主任者

・ 地山掘削作業主任者

・ はい作業主任者

※安全衛生管理組織図（別紙）参照

(2) 安全目標

(3) ミーティング

(4) 安全巡視

(5) 第三者の事故防止

(6) 安全教育

(7) 安全対策の記録

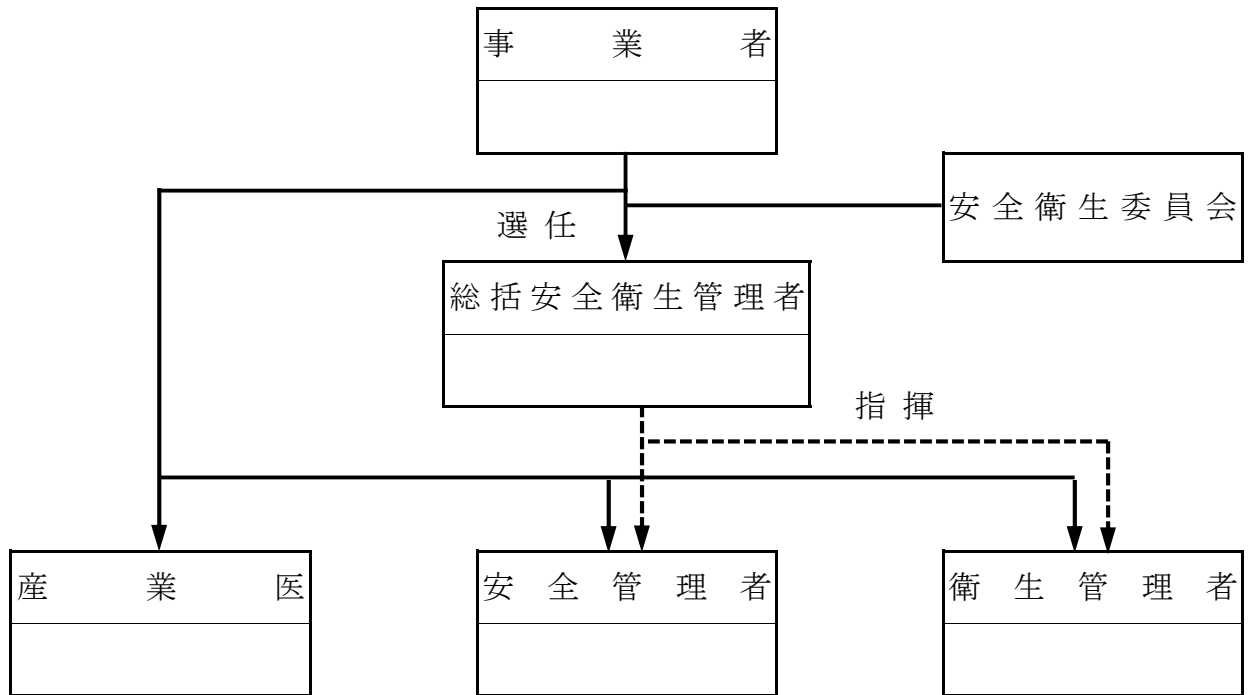
(8) そ の 他

6 実行方法

作業工程	搬出系統	使用機械	作業人員数 (【 】は兼務数)	備考
全木伐倒	共通	チェーンソー	【 】	
全木集材	架線系	集材機	【 】	
		(人荷力掛)	【 】	
	車両系	木寄ウインチ	【 】	
全木造材	共通	チェーンソー	【 】	
		プロセッサ	【 】	
普通集材	車両系	フォワーダ等	【 】	
山元巻立	共通	グラップル等	【 】	
積込	共通	グラップル等	【 】	
トラック運材	共通	貨物自動車 (トラック)	【 】	
その他工程			【 】	
その他工程			【 】	
その他工程			【 】	
その他工程			【 】	
その他工程			【 】	

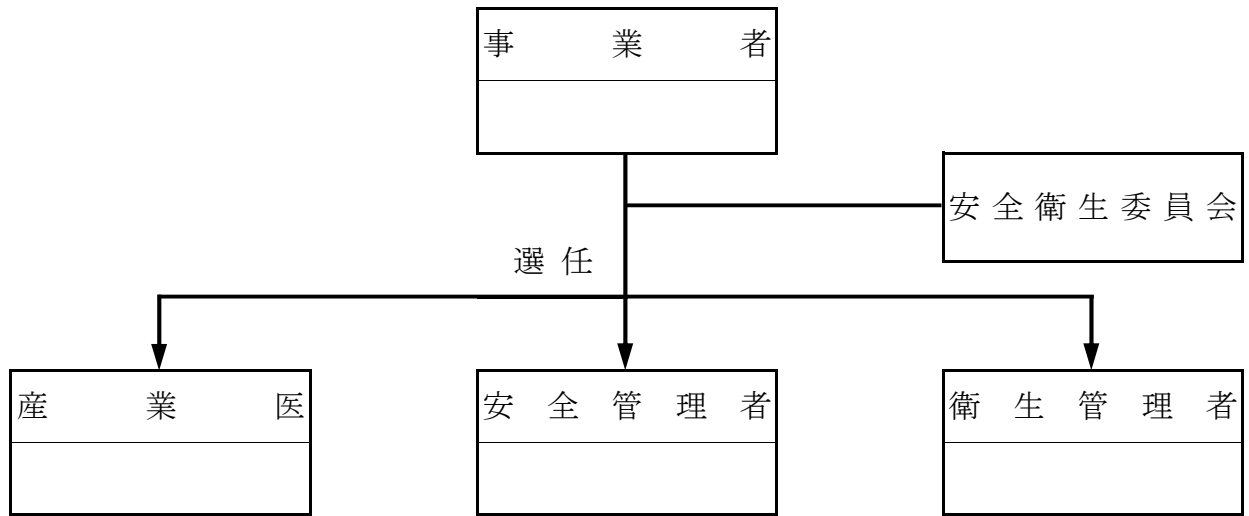
※ 作業工程に下請負者があるときは、備考欄に「下請負者」と記入する。

安全衛生管理組織図



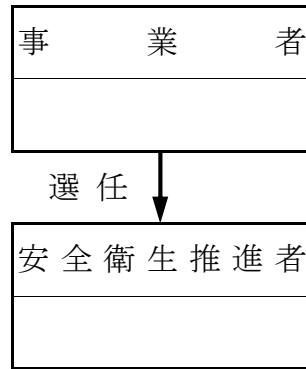
※ 請負者が該当する安全衛生管理組織図のみ作成する。

安全衛生管理組織図



※ 請負者が該当する安全衛生管理組織図のみ作成する。

安全衛生管理組織図



※ 請負者が該当する安全衛生管理組織図のみ作成する。

別 紙

安全衛生管理組織図

事 業 者

※ 請負者が該当する安全衛生管理組織図のみ作成する。

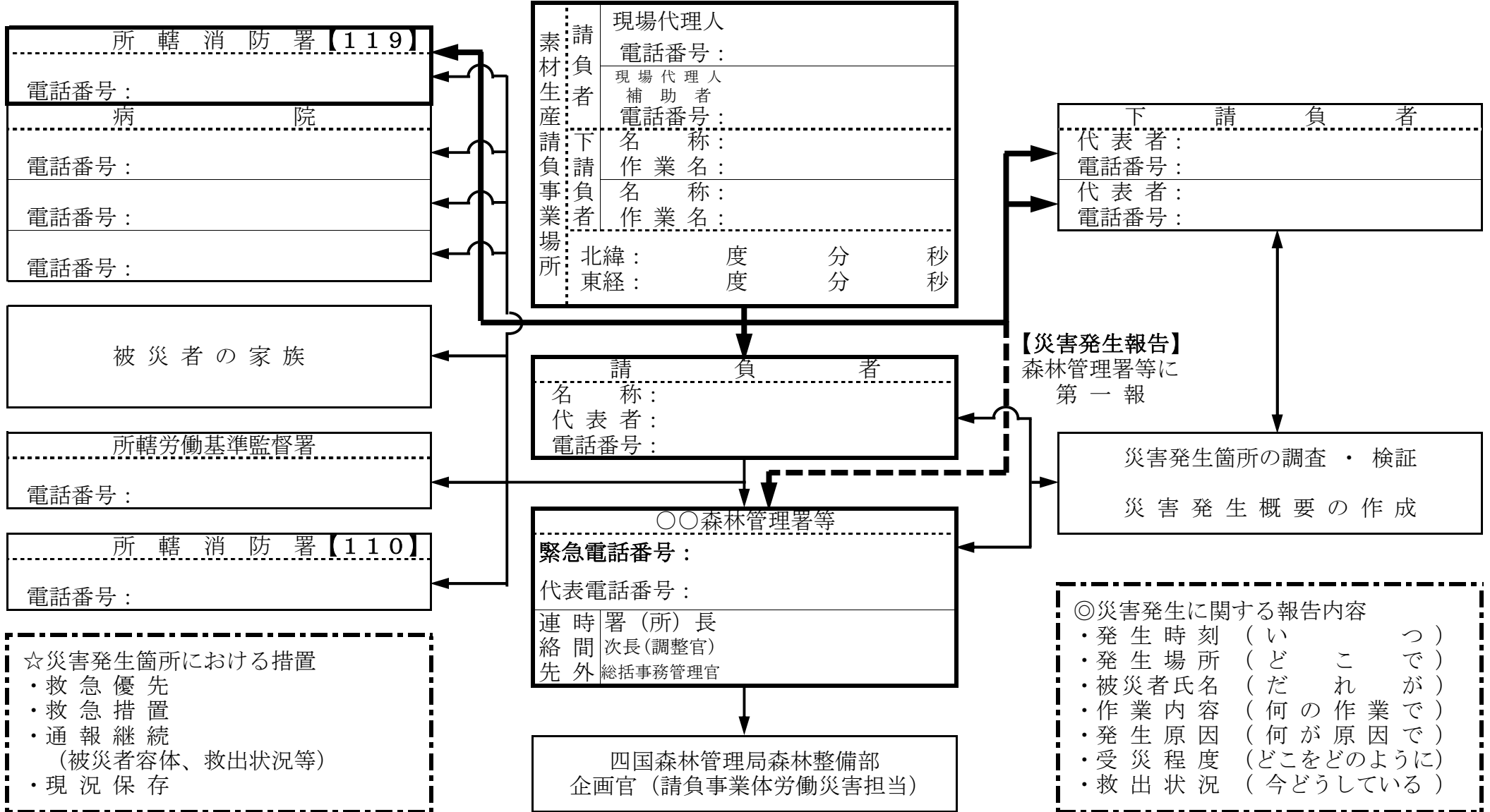
7 緊急時の体制及び対応
緊急連絡体制図（別紙）のとおり

8 その他（提出書類）
別紙のとおり

緊急連絡体制図

事業名 【製品生産事業・森林環境保全整備事業】 (〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇〇)
 事業期間 自: 年 月 日
 至: 年 月 日

(請負者)
 住 所
 商号又は名称



現場代理人等通知書

元号 年 月 日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署等の長 殿

(請負者)
住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

元号 年 月 日付け請負契約を締結した下記の事業について、現場代理人及びその他担当者を定めたので、四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第4条の規定等に基づき、承諾を得たく提出します。

記

- 1 事業名
【製品生産事業・森林環境保全整備事業】 (〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇)
- 2 現場代理人
氏名
- 3 その他担当者
 - (1) 現場代理人補助者
氏名
 - (2) 採材担当
氏名
 - (3) 封印担当
氏名

※現場代理人に変更等が生じた場合にあつては、現場代理人経歴書を提出するものとし、本書以上の記載内容であれば、任意様式により作成して差し支えないものとする。

現場代理人経歴書

元号 年 月 日

(請負者)
住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

現場代理人の経歴等は、以下のとおり相違ありません。

氏 名				
現 住 所				
本 籍 地	(都道府県のみ記載)			
最 終 学 歴				
研 修 等 受 講 状 況	研 修 等 の 名 称	受 講 年 月 日	主 催 団 体 等 の 名 称	
職 歴	年 月 日	内 容		
同 種 事 業 の 経 験 等	年 月 日	事業等の名称	担当業務等	発注者等

下請負計画書

元号 年 月 日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署等の長 殿

(請負者)
住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

元号 年 月 日付け請負契約を締結した下記の事業について、当該事業の一部を下請負に付することとしたので、四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第6条の規定に基づき、承諾を得たく提出します。

記

- 1 事業名
【製品生産事業・森林環境保全整備事業】 (〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇)
- 2 下請負事項
 - (1) 下請負者
住 所
商号又は名称
代表者役職氏名
 - (2) 下請負に付する作業
〇〇作業
- 3 添付書類
 - (1) 請負者が作成する積算内訳書
 - (2) 下請負者が作成した見積書
 - (3) 下請負者に充てる労働者の賃金台帳
 - (4) 社会保険（労災保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入を証する書面の写し（各人別一覧表は、事業計画書3のとおり。）
 - (5) 下請負に付する作業に要する免許、資格等の保有を証する書面の写し（各人別一覧表は、事業計画書3のとおり。）
 - (6) 自動車検査証の写し（下請負に付する作業がトラック運材である場合に限る。）
 - (7) その他必要書類
- 4 その他
次の各号について誓約します。
 - (1) 下請負者は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 下請負者は、指名停止期間中でないこと。
 - (3) 下請負者は、当該下請負の実行能力を有していること。
 - (4) 下請負箇所の現場代理人は、請負者が直接雇用している者であること。

支給材料 受領書
返還

元号 年 月 日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署等の長 殿

(請負者)
住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

元号 年 月 日付け請負契約を締結した下記の事業について、請負契約書に記載の支給材料を【受領した・返還する】ので、四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第5条の規定に基づき、提出します。

記

1 事業名
【製品生産事業・森林環境保全整備事業】 (〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇)

2 支給材料内訳

支給材料名	品質規格	数 量			備 考
		受 入	払 出	残 (変換)	

貸与品受領還書

元号 年 月 日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署等の長 殿

(請負者)
住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

元号 年 月 日付け請負契約を締結した下記の事業について、請負契約書に記載の貸与品を【受領した・返還する】ので、四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第5条第2項の規定に基づき、提出します。

記

1 事業名
【製品生産事業・森林環境保全整備事業】 (〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇)

2 貸与品内訳

貸与品名	品質規格	数量	備考

森林作業道作設計画書

元号 年 月 日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署等の長 殿

(請負者)
住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

元号 年 月 日付け請負契約を締結した下記の事業について、森林作業道の作設に当たり、森林作業道概略図を作成したので、四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第14条第2項の規定に基づき、承諾を得たく提出します。

記

- 1 事業名
【製品生産事業・森林環境保全整備事業】 (〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇)
- 2 添付書類
森林作業道作設計画路線図 (縮尺：1/5, 000)

国有林野利用計画書

元号 年 月 日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署等の長 殿

(請負者)
住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

元号 年 月 日付け請負契約を締結した下記の事業について、事業の実行上、必要な国有林野を利用したいので、四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第19条第2項の規定に基づき、承認を得たく提出します。

記

- 1 事業名
【製品生産事業・森林環境保全整備事業】 (〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇)
- 2 添付書類
(1) 国有林野利用位置図 (縮尺：1/5, 000)
(2) 用途別面積計算書

様式第8号

立木伐採作業計画書

この計画書は、立木伐採事業開始に際し事前に作業仕組、チェーンソーの使用計画を樹立し、チェーンソーの操作時間及び連続使用日数を計画的に減少し、振動障害の発生を予防する目的のために作成するものです。下記により提出してください。

記

本書2部を作成し、1部を事業開始7日前までに所轄労働基準監督署長宛て、1部を発注者である森林管理署等の長宛て提出してください。

労働基準局長

事業主の名称	TEL
事業主の所在地	
事業主の職氏名	

元号 年 月 日

〇〇労働基準監督署長 殿 ・ 分任支出負担行為担当官
 〇〇森林管理署等の長 殿

1. 事業の概要

事業地	
労働者数	男 名、女 名、計 名
事業期間	自：元号 年 月 日 至：元号 年 月 日
人・天別	人工林・天然林
伐採面積	ha
契約数量	m ³
伐採方法	皆伐・択伐・間伐・その他
搬出方法	車両系集材・架線系集材（架線による場合の支間の斜距離 1,000 m）
雇用形態	通年雇用（ 名）季節雇用（ 名）その他（ 名）
賃金形態	日給制、共同出来高払制、両者併用保障給
休憩所等の設置	有（ ） ・ 無
休憩所等の採暖設備	有 ・ 無
宿舍の設備	有 ・ 無

※休憩所等の設備欄の（ ）内に設備の概要を記入して下さい。

2. 各種責任者の配置状況

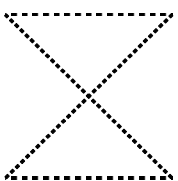
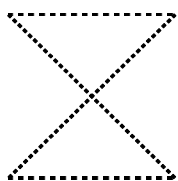
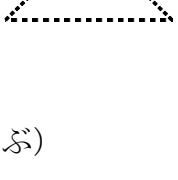
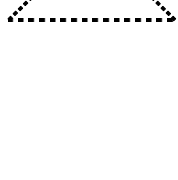
種 別	氏 名	備 考（免許証番号等）
現場代理人		
林業架線作業主任者		
はい作業主任者		

3. 健康管理計画

特殊健康診断実施 (過去1年以内)	受診者名、未実施の時の対策 (雇用時受診者名)	有 (月頃実施予定) 無
一般健康診断実施 (過去1年以内)	雇用時受診者名、 定期受診者名、	未実施の時の対策 有 (月頃実施予定) 無
肩こり等、 自覚症状の訴え	有 (名) ・ 無	

4. 伐木造材作業計画

(1) 作業仕組と配置人員

全木伐倒 (名)		全木集造材 (名)		山元巻立 (名)
伐木造材 (名)		木寄集材 (名)		積込 (名)
(該当を実線で結ぶ)				
内 訳				
チェーンソー使用者	名	〔チェーンソーに関する特別教育修了者		名〕
集材機運転手	名	〔機械集材装置に関する特別教育修了者		名〕
(種別：集材機、グラップル、フォワーダ)				

※月別の実施計画は別紙「事業工程表」のとおり

(2) 機械配置

種 別	台 数	形 式	能 力 等
チェーンソー		(個人所有 台)	振動加速度 3Gを超えるもの
		(個人所有 台)	振動加速度 3G以下のもの
スイングヤーダ			
プロセッサ			
フォワーダ			
グラップル			

チェーンソー使用計画

チェーンソー 1日2時間の 操作時間 を するために	チェーンソーを使用しない作業（集材、巻立等）との組合せを属人的に行う。	実 施 実施しない
	盤台上におけるチェーンソーによる造材は半日交替制を採用する。	実 施 実施しない
	人工林における枝払は手斧を併用するとともに、刈払等は手鋸、鉋等を用い、チェーンソーの使用はできる限り避ける。	実 施 実施しない
	移動するときはエンジンを止める。	実 施 実施しない
	燃料の目安表を作り操作時間を規制する。	実 施 実施しない
	そ の 他 （ 上記の措置を行うことによる予定操作時間 ～ 分	）
チェーンソー 10分以内の 連続操作 時間を	人工林における枝払は手斧を併用するとともに、刈払等は手鋸、鉋等を用い、チェーンソーの使用はできる限り避ける。	実 施 実施しない
	大径木の枝払においては、途中で手工具作業を取り入れるなどして10分以内の使用時間とする。	実 施 実施しない
	移動するときはエンジンを止める。	実 施 実施しない
	そ の 他 （ 上記の措置を行うことによる予定操作時間 分	）
そ の 他	チェーンソー操作時間測定計画	有 ・ 無
	チェーンソーの取扱い（目立を含む）及び整備等の研修計画	有 ・ 無
	チェーンソーに関する特別教育	自社で実施 関係団体で実施 実施しない
	保護具の備付 耳栓の配付（装着） 防振手袋の配付（装着） 防寒衣の配付（装着）	有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無
	作業開始前・終了後等に体操及びマッサージを行う。	実 施 実施しない
	通 勤 方 法 （ 具体的な対策（	） ）

(参考)

チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画 (調査・記録での活用可能)

調査・記録：令和 年 月 日	事業者名	
作成：令和 年 月 日	調査・記録職氏名	
第 回改定：令和 年 月 日	計画作成者職氏名	

事業場(現場・団地)名 作業場所(林班等) 作業班名					
作業責任者名・連絡先					
作業期間		自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日			
作業地の概況	①地形の状況	(傾斜) 平地 傾斜地 段差地 (傾斜地の場合) 急傾斜 中間 ならぬ (平均的な傾斜 °) (斜面の向き) 日照よい(南向き等) それ以外(北向き等) (※留意点)			
	②地質・水はけの状況	(岩石地・崩壊地) 大きい 中間 小さい (※留意点)			
		(転石・浮石) 多い 中間 少ない (※留意点)			
		(水はけ) よい 中間 悪い (※留意点)			
	③埋設物・架空線の近接の状況	(埋設物) 無 有 () (※留意点)			
		(架空線) 無 有 () (※留意点)			
	④伐倒対象の立木の状況	(樹種) スギ ヒノキ その他 () (樹齢) () 年生が主体 (大きさ) 胸高直径 (cm程) 樹高 (m程) (大きさのばらつき) 多い 中間 少ない (※留意点) (立木の密度) 密 中間 疎 (※留意点)			
⑤つるがらみ、枝がらみの状況	(つるがらみ) 無 有 (※留意点)				
	(枝がらみ) 無 有 (※留意点)				
⑥枯損木等の状況	(枯損木) 無 有 (※留意点)				
	(風倒木) 無 有 (※留意点)				
⑦下層植生の状況	(かん木) 密 中間 疎 (※留意点)				
	(草本) 密 中間 疎 (※留意点)				
作業計画の内容	⑧作業の方法	チェーンソーの使用 車両系木材伐出機械の使用 その他 ()			
	⑨伐倒の方法	間伐(定性 列状) 皆伐 択伐 切捨て その他 ()			
	⑩伐倒の順序	尾根部から谷部へ 谷部から尾根部へ その他 ()			
	⑪かかり木処理の作業方法	車両系木材伐出機械 フェリングレバー ロープ その他 ()			
	⑫退避場所設定標示	テープ表示 その他 ()			
	⑬立入禁止設定標示	標識看板 縄張り カラーコーン その他 ()			
作業計画の内容	⑭合図の方法	笛 トランシーバー 手旗 その他 ()			
	⑮伐倒木等転落・滑動防止措置	杭止め 支柱 下方の立入禁止 その他 ()			
	⑯その他安全対策				

作業を行う場所・作業の方法の概略図

※緊急車両の走行経路、携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲等を記入することが可能であること。
 なお、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。

作業班	作業者名	チェーンソー使用有無	チェーンソーメーカー	台数
		有 無		
		有 無		
		有 無		
緊急時の対応	⑰緊急車両の走行経路、緊急連絡先	林班 小班	GPS緯度： 経度：	
			消防署(電話)、 病院(電話) 緊急車両待合せ場所(林道等名称・位置) 会社(〇〇事務所)(電話)	
	⑱携帯電話等・無線通信による通信可能範囲	林道等名称・位置		
	⑲備考			

(※1) 各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。

(※2) 記入に当たっては、計画の実態に即した内容を記入すること。必要に応じて、項目の名称、記載事項の変更等を行うこととして差し支えないこと。また、「記入例」、裏面の「記入に係る留意事項等」を参考にすること。

（裏面） 記入に係る留意事項等

本様式については、以下の点に留意の上記入すること。

1. 基本的な事項

- （1）記入に当たっては、必ずしも、作業計画のすべてを本様式中に記入することを求めるものではなく、必要に応じて別紙等を添付することとして差し支えないこと。なお、その場合には、別紙等を含めて、確実に労働者に周知すること。
- （2）チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業のための調査及び記録を行う場合であっても、本様式の様式を活用することは可能であること。
- （3）事業者は、この標準的な様式を踏まえ、予め、各事業場の実態を踏まえた記入例を記入した様式を作成し、社内で配布することは望ましいこと。

2. 作業地の概況に係る留意事項

- （1）本様式の各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。
- （2）計画の実態に即した内容を記入することとし、必要に応じて、項目の名称、記入事項の変更等を行って差し支えないこと。また、「記入例」、「記入に係る留意事項等」を参考にすること。
- （3）「※留意点」の欄には、作業の実態に応じて、適宜、安全に作業を行う上で必要となる情報について記入すること。
- （4）「①地形の状況」の（傾斜）の欄には、平地であるか、傾斜地であるか、段差地であるか等を記入すること。
- （5）「①地形の状況」の（傾斜地の場合）の欄には、急傾斜か、なだらか、その中間であるか、さらには、平均的な傾斜（おおよその傾斜角度）を記入すること。
- （6）「①地形の状況」の（傾斜の向き）の欄には、南向き等により日照がよいか、それ以外か（北向き等により日照がよいといえないか等）を記入すること。
- （7）「②地質・水はけの状況」の（岩石地・崩壊地）の欄には、岩石地や崩壊地が占める場所が、大きい、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- （8）「②地質・水はけの状況」の（転石・浮石）の欄には、転石や浮石が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。
- （9）「②地質・水はけの状況」の（水はけ）の欄には、水はけが、よいか、悪いか、その中間であるかを記入すること。
- （10）「③埋設物・架空線の近接の状況」の（埋設物）及び（架空線）の欄には、作業を行う場所での有無を、有る場合には、その物を記入すること。
- （11）「④伐倒対象の立木の状況」の（樹種）の欄には、スギであるか、ヒノキであるか、それ以外である場合には、その樹種を記入すること。
- （12）「④伐倒対象の立木の状況」の（樹齢）の欄には、伐倒対象の立木のうち、主体となる樹齢を記入すること。なお、樹齢については、概ねの年数であって差し支えないこと。
- （13）「④伐倒対象の立木の状況」の（大きさ）の欄には、伐倒対象の立木における平均的な胸高直径、平均的な樹高を記入すること。なお、上限と下限を示す等により範囲を示す記入であっても差し支えないこと。
- （14）「④伐倒対象の立木の状況」の（大きさのばらつき）の欄には、伐倒対象の立木における胸高直径、樹高のばらつきの程度について、大きい、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- （15）「④伐倒対象の立木の状況」の（立木の密度）の欄には、伐倒対象の立木の密度について、密集しているか（密）、疎らか（疎）、その中間であるかを記入すること。
- （16）「⑤つるがらみ、枝がらみの状況」の（つるがらみ）及び（枝がらみ）の欄には、伐倒対象の立木でのそれらの有無を記入すること。
- （17）「⑥枯損木等の状況」の（枯損木）及び（風倒木）の欄には、作業を行う場所での有無を記入すること。
- （18）「⑦下層植生の状況」の（かん木）及び（草本）の欄には、作業を行う場所において、各々が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。

3. 作業計画の内容に係る留意事項

- （1）「⑧作業の方法」の欄には、チェーンソーの使用の有無、車両系木材伐出機械の使用の有無を記入すること。また、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には、造材する順序等の必要な留意事項を記入すること。
- （2）「⑩その他安全対策」の欄には、様式中に記載されている対策以外の安全対策であって、リスクアセスメントの実施結果、過去に発生した労働災害やヒヤリハットの事例、危険予知の実施結果等を踏まえた措置を記入すること。

4. 作業を行う場所・作業を行う方法の概略図に係る留意事項

- （1）事業者は、既に、作業を行う場所を示す図面（事業図、森林図、地籍図等）を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。なお、作業を行う場所の範囲が狭い場合には、手書きにより概略図を記入することとして差し支えないこと。
- （2）概略図には、「①地形の状況」、「②地質・水はけの状況」及び「③埋設物・架空線近接の状況」等に関する情報を記入することが望ましいこと。
- （3）安全対策を効果的に検討するために、次の情報を記入すること。
 - ア 労働災害の発生のおそれがある場所
 - （ア）岩石地や崩壊地であるように、労働者が墜落・転落するおそれがある場所
 - （イ）立木に、つるがらみ、枝がらみが多い等のように、かかり木が発生するおそれがある場所
 - （ウ）枯損木、風倒木が多い等のように、幹や枝が飛来・落下等するおそれがある場所
 - イ 作業の方法
 - （ア）作業を行う場所が近接して複数ある場合には、作業着手の順番（どの場所から作業を開始して、どのように作業を行うのか。）がわかるように、必要な情報を記入すること。
 - （イ）立木の伐倒方向がわかるように、その方向を矢印等で記入すること。

5. その他

- （1）「⑰緊急車両の走行経路、緊急連絡先」の欄には、緊急車両が林道等に至る一般道からの入り口、緊急車両が通行できる林道等、林道等において、緊急車両の待機が可能である場所等を記入すること。
- （2）「⑱携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲」の欄には、移動体通信（携帯電話（スマートフォン）を利用する場合を含む。）及びPHS。）又は無線通信（トランシーバーを含む。）による通信が可能である範囲を記入すること。

林野火災防止に関する誓約書

林野火災は、ひとたび発生すると、乾燥、強風等の気象的要因や、落葉、枯草等の堆積状況等によっては一気に被害が拡大する危険性を有しており、その未然防止が極めて重要です。

林野火災の原因の多くは火の不始末等による人為的なものであり、森林整備に携わる者としては特に注意していく必要があると認識しています。

このため、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、林野火災防止に関し、請負契約約款、森林管理局仕様書等の遵守を改めて誓約するとともに、国有林野内において、下記の事項を遵守することを誓約します。

この誓約が虚偽であること、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 森林管理局仕様書第2条を遵守し、作業員等に徹底させます。

森林管理局仕様書第2条

請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。加えて、地拵、植付、下刈等の作業が含まれるときは、当該事業区域内においては指定場所であっても火気の使用（加熱式たばこ等の火気の使用を伴わない喫煙を含まない。）を禁止しなければならない。

2 森林管理局仕様書第2条に基づく喫煙の指定場所（以下「指定場所」という。）については、車内・屋内及び林道・作業道等の路網を優先して指定します。また、作業中の喫煙は厳に慎むこととします。

3 指定場所において、火気の使用を伴う喫煙を行う際には周辺の落葉・落枝等の可燃物の除去を徹底するとともに、喫煙後は、消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰ります。

4 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行います。

5 本事業に従事するすべての作業員に対して、誓約事項を周知徹底します。

元号 年 月 日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署等の長 宛て

（請負者）
住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

注：事項は上記に加え、その他、任意に追加しても構わない。

着 手 届

元号 年 月 日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署等の長 殿

(請負者)
住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

元号 年 月 日付け請負契約を締結した下記の事業について、元号 年 月 日に着手したので、四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第7条の規定に基づき、届け出ます。

記

事業名
【製品生産事業・森林環境保全整備事業】 (〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

監督職員 由	年 月 日
	官 職 氏 名
記 事	

※本書以上の記載内容であれば、任意様式により作成して差し支えないものとする。

様式第11号（甲）

事 業 日 報

1 事 業 名

【製品生産事業・森林環境保全整備事業】（〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇〇）

2 事 業 場 所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇 〇〇国有林〇林班〇小班外〇

3 事 業 期 間 等

自：元号 年 月 日 （事業着手日：元号 年 月 日）

至：元号 年 月 日 （事業完了日：元号 年 月 日）

4 請負予定数量

m³

5 請負予定金額

金 円也

（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）

6 事 業 内 容

全 木 伐 倒 m³

全 木 集 造 材 m³

ト ラ ッ ク 運 材 m³

7 発 注 者

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署等の長 ○ ○ ○ ○

8 請 負 者

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

9 監 督 職 員

官 職

氏 名

10 現 場 代 理 人

氏 名

※本書以上の記載内容であれば、任意様式により作成しても差し支えないものとする。

様式第11号（乙）

事 業 日 報

月 日	天 候	作 業 内 容			トラック 台 数	
		作 業 工 程	使 用 機 械	出 役 人 員	当 日	累 計
月			台	名	台	台
日			台	名	台	台
			台	名	台	台
			台	名	台	台
			台	名	台	台
			計	名		
作 業 場 所		林班 小班				
【作業指示、ミーティング、改善措置事項等の内容】						
【監督職員（発注者）との指示、承諾、協議事項等】						
現場代理人・代表者・安全担当者・その他担当者（氏名：_____）						
【現場代理人（請負者）との指示、承諾、協議事項等】						
監督職員・森林管理署等の長・その他担当者（氏名：_____）						

月 日	天 候	作 業 内 容			トラック 台 数	
		作 業 工 程	使 用 機 械	出 役 人 員	当 日	累 計
月			台	名	台	台
日			台	名	台	台
			台	名	台	台
			台	名	台	台
			台	名	台	台
			台	名	台	台
			計	名		
作 業 場 所		林班 小班				
【作業指示、ミーティング、改善措置事項等の内容】						
【監督職員（発注者）との指示、承諾、協議事項等】						
現場代理人・代表者・安全担当者・その他担当者（氏名：_____）						
【現場代理人（請負者）との指示、承諾、協議事項等】						
監督職員・森林管理署等の長・その他担当者（氏名：_____）						

様式第12号

指示、承認、協議、確認、検査、立会 報告書
願書

元号 年 月 日

監督職員
○ ○ ○ ○ 殿

(請負者)
住 所
商号又は名称
現場代理人氏名

事業名		項目	
内 容		監督職員記載事項	

元号 年 月 日

監督職員

事業変更等確認通知書

元号 年 月 日

監督職員
○○○○ 殿

(請負者)
住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

元号 年 月 日付け請負契約を締結した下記の事業について、事業の実行に当たり、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第18条第1項第 号に該当する事実を発見したので、四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第8条第3項の規定に基づき、確認を請求します。

記

- 1 事業名
【製品生産事業・森林環境保全整備事業】 (○○山○○○○○○○○)
- 2 事業場所
○○県○○市○○町○○ ○○国有林○林班○小班外○
- 3 事業期間
自：元号 年 月 日
至：元号 年 月 日
- 4 請求根拠条項
国有林野事業製品生産事業請負契約約款第18条第1項第 号
- 5 請求理由
○○○○○○○○○○○○○○○○のため

監督職員 経 由	年 月 日
	官 職 氏 名
記 事	

事業完了届
事 業 分 完 了 届
部

元号 年 月 日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署等の長 殿

(請負者)
住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

元号 年 月 日付け請負契約を締結した下記の事業について、元号 年 月 日に【完了・部分完了】したので、四国森林管理局製品生産事業請負仕様書【第10条・第10条第2項】の規定に基づき、届け出ます。

記

1 事業名
【製品生産事業・森林環境保全整備事業】 (〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇)

2 完了内訳

事業区分	林小班	単位	見込数量	備考

※検査合格数量以外の部分検査を請求するときは、当該作業工程に係る単位、見込数量を記載するとともに、備考欄に当該作業工程の名称を記載するものとする。

監督職員 経由	年 月 日
	官 職 氏 名
記 事	

森林作業道完成報告書

元号 年 月 日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署等の長 殿

(請負者)
住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

元号 年 月 日付け請負契約を締結した下記の事業について、元号 年 月 日に完了したので、四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第14条第3項の規定に基づき、提出します。

記

1 事業名
【製品生産事業・森林環境保全整備事業】 (〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇)

- 2 添付書類
- (1) 延長距離計算書
 - (2) 構造物箇所数計算書
 - (3) 森林作業道作設結果路線図 (縮尺: 1/5, 000)
 - (4) 森林作業道構造物位置図 (縮尺: 1/5, 000)
 - (5) 実行記録写真
 - (6) その他

監督職員 由	年 月 日
	官職 氏名
記事	

請負者 殿

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署等の長

請負契約の数量・金額確定通知書

元号 年 月 日付け請負契約を締結した下記の事業について、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第1条第13項及び第14項並びに四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第20条第1項の規定に基づき、最終精算の結果、下記のとおり請負数量及び請負金額が確定したので、通知します。

記

1 事業名 【製品生産事業・森林環境保全整備事業】 (〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

2 事業期間 自：元号 年 月 日
至：元号 年 月 日

3 請負数量 予定数量 m^3 (変更後)
確定数量 m^3
増 (減) m^3
※別紙内訳書のとおり

4 請負金額 予定総金額 円 (変更後)
確定総金額 円 (精算)
(うち消費税額 円)
増 (減) 円
※別紙内訳書のとおり

別紙

請負数量増減内訳書

単位：m³

事業区分	生産完了 地 点	予定数量	確定数量	増 減	備 考 (生産完了検査場所)
合 計					

(注) 生産完了地点欄には、山元、最終の別を記入する。

請負金額増減内訳書

単位：円

事業区分	区 分	金 額		事由発生 年 月 日	備 考
			うち消費税額		

(注) 区分欄には、当初、変更、確定、差引計を記入する。

森林作業道作設標準例

本標準例は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、四国森林管理局内の地形、地質、土質、気象条件、これまでの森林作業道作設実績等を踏まえ、定めたものであり、森林作業道の作設に当たっては、本標準例によることとする。

なお、本標準例に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

1 路線計画

路線計画の策定に当たっては、次に掲げる要件に留意するものとする。

- (1) 地形、地質の安定している安全な箇所を通過するよう配置する。
- (2) 作業システムの効率性が効果的に引き出されるよう配置する。
- (3) 線形は、地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- (4) こまめな分散排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。

2 規格

(1) 区分

森林作業道は、次により区分するものとする。

ア ホイールタイプ

貨物自動車等（全幅 2.5m以下、軸距 4.6m以下。）及び林業機械等（全幅 3.0m 以下のクローラ式に限る。）の走行を可能とするものとする。

イ クローラタイプ

林業機械等（全幅 3.0m以下のクローラ式に限る。）の走行を可能とするものとする。

(2) 幅員

幅員は、森林作業道の区分の別に関わらず、原則、3.0mとする。ただし、想定車両による作業の安全性及び作業性を確保する必要があるときは、0.5m程度の余裕を付加することができるものとする。

(3) 縦断勾配

縦断勾配は、区分別に次に掲げるものとする。

ア ホイールタイプ

8°（14%）以下とする。

イ クローラタイプ

概ね14°（25%）以下とする。

(4) 横断勾配

縦断勾配は、原則、水平を標準とし、現地条件に応じて調整することができるものとする。

(5) 曲線部

曲線部は、長尺材（4.0m以上）の集材を踏まえて、想定車両が安全に走行できるように作設するものとする。ただし、現地条件により、想定車両が安全に走行できる曲線部の作設が困難であるときは、クローラタイプに限り、次に掲げる基準によりスイッチバック方式の路線を作設することができるものとする。

- ア 安全な走行を確保する観点から、原則、対により作設するものとする。
- イ 当該区間の距離は、原則、50m以下とする。
- ウ 当該区間の縦断勾配は、原則、 8.5° （15%）以下とする。

3 施工

(1) 伐開

伐開は、路線計画の箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- ア 立木の伐開幅は、幅員に応じて必要最小限とし、切土のり頭や盛土のり面内の立木は、森林作業道の維持管理や想定車両の走行の支障とならない範囲で現存するものとする。
- イ あらかじめ伐開する範囲に定めがあるときは、その範囲において伐開するものとする。
- ウ 伐開は、路線計画に予期せぬ変更が生じるおそれがあることを想定して、森林作業道作設と同時並行して行うものとする。

(2) 作設の基本

森林作業道は、締固めを十分に行った堅固な土構造によることを基本とする。

また、切土量、盛土量の均衡を図り、残土処理が発生しないようにするほか、作設に当たっては、土砂、転石等が流出又は落下しないよう留意しなければならない。

(3) 切土

切土は、発生土量の抑制と切土のり面の安定を図るほか、次に掲げる事項に留意して適切に行うものとする。

- ア 切土高は、原則、2.0m未満とする。
- イ 切土のり面勾配は、原則、直切とする。ただし、現地条件により切土高が2.0mを超えるときは、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第356条の規定によらなければならない。
- ウ 切土のり面に不安定な転石等があるときは、これを取り除かなければならない。

(4) 盛土

盛土は、路体が支持力を有するよう路体全体の安定を図るほか、次に掲げる事項に留意して適切に行うものとする。

- ア 盛土のり面勾配は、概ね1割勾配（1：1）程度を標準とする。ただし、現地条件により切土高が2.0mを超えるときは、1割2分勾配（1：1.2）より緩い勾配とする。
- イ 盛土の基礎部分は、地山に対して水平かつ強固に作設し、基礎部分から概ね30cm程度の層ごとに強固に締め固めながら積み上げるものとする。

ただし、現地条件により十分な強度が得られないときは、盛土部分と地山を区分せず、深層との混ぜ合わせを行う等して、路体全体を締め固めることにより安定を図るものとする。

ウ 根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護として利用するものとする。この場合、盛土の基礎部分から、根株やはぎ取り表土と無機質土を概ね30cm程度の層ごとに交互に配置し、強固に締め固めながら積み上げるものとする。

エ 根株等の有機物は、路体に完全に埋設してはならない。

(5) 構造物

構造物は、現地条件を鑑み、想定車両の走行における安全の確保や路体を維持する必要があるときに作設するものとし、次に掲げる事項に留意して適切に行うものとする。

ア 構造物は、次に掲げる工種及び工法によるものとする。

(ア) 丸太組土留工

(イ) 空石積土留工

(ウ) その他発注者が指定する工種及び工法

イ 構造物を構成する資材（丸太、岩石、裏込土砂等）は、原則、現地発生資材を利用するものとする。

ウ 構造物の基礎部分は、地山に対して水平かつ強固に作設し、構造物を構成する資材を確実に固定するものとする。

エ 構造物ののり勾配は、丸太組土留工は概ね4分勾配（1：0.4）から6分勾配（1：0.6）程度、空石積土留工は概ね3分勾配（1：0.3）程度を標準とし、現地条件に応じて調整することができるものとする。

オ 構造物の形状寸法は、次に掲げるものを標準とし、現地条件に応じて調整することができるものとする。また、丸太組土留工は、横木と控木を鉄線により緊結し、強固に作設するものとする。なお、鉄線の形状寸法は、直径#10（3.2 mm）とし、発注者が承諾したときは、鉄線に代わる資材を採用することができるものとする。

(ア) 丸太組土留工（盛土側）

横木は、最小径14cm以上、長さは現地条件に応じて調整するものとし、横木と横木の配置間隔は、150cm以下とする。

控木は、最小径14cm以上、長さは150cm以上とする。

(イ) 丸太組土留工（切土側）

横木は、最小径14cm以上、長さは現地条件に応じて調整するものとし、横木と横木の配置間隔は、150cm以下とする。

控木は、最小径14cm以上、長さは80cm以上とする。

(ウ) 空石積土留工

岩石の控長は、30cm以上とする。

カ 構造物の裏込土砂は、丸太や岩石の間に突き詰めた上で、強固に締め固めるものとする。

キ その他発注者が指定する工種及び工法による構造物は、発注者又は監督職員の指示により作設しなければならない。

(6) 排水施設

排水施設は、森林作業道を安定した状態で維持し、継続的に利用するため作設するものとし、次に掲げる事項に留意して適切に行うものとする。

ア 排水施設の作設場所は、地表水を適切に処理することができる安定した尾根部や明瞭な沢等とする。

イ 波形勾配とすることにより地下水の湧出、地表水の局所的な流入又は滞水が生じるときは、現地条件に適した排水施設を作設するものとする。

ウ 小溪流の横断は、原則、現地発生した丸太や岩石等を利用した洗い越しによるものとし、必要に応じて構造物を併設するものとする。洗い越しは、路面と比較して低い通水面とし、流水の路面への流出を防止するとともに、流水が一箇所に集中して侵食が生じないように設計するものとする。

エ 常水のある河川等の横断は、仮設物や構造物を併設するなどして、濁水や土砂が直接流れ込むことのないよう、特に留意して行うものとする。

オ 各作業の実行中は、地表水がまとまった流量とならない間隔で、想定車両の走行等に支障が生じないように排水施設を作設するものとする。

カ 事業完了時は、50mに1箇所程度以上の間隔（平均）で、次に掲げる規格により掘削路面排水工を作設するものとする。

(ア) 基本事項

掘削路面排水工は、素掘りにより縦断方向に対して傾斜して配置するものとし、掘削した土砂等は、森林作業道の縦断勾配下部に盛土を行うことにより、土砂等の流入があっても路面排水の効果が継続して得られるよう留意するものとする。

(イ) 掘削部

掘削幅50cm以上、掘削高30cm以上とする。

(ウ) 盛土部

盛土高20cm以上とし、掘削部と接合する部分を整正するものとする。

(7) ゲート設置工

ゲートは、森林作業道の起点及び終点が利用の態様が異なる道路と接続する場合に設置することを基本とし、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア ゲートは、原則、森林作業道に係る作業着手後、注意標識板とともに速やかに設置するものとする。ただし、発注者又は監督職員の指示又は承諾を受けた場合はこの限りでない。

イ ゲートを構成する資材は、錆止め塗装を施すとともに、次に掲げる規格寸法を基本とする。

(ア) 主柱1

規格：鉄製角パイプ（注意標識板、ゲートブーム等取付加工）

寸法：60mm×60mm×L2,600mm

(イ) 主柱2

規格：鉄製角パイプ（ロックバー、ロックボックス取付加工）

寸法：60mm×60mm×L2,000mm

(ウ) ゲートブーム

規格：鉄製角パイプ（筋交取付加工）

寸法：60mm×60mm×L4,000mm

(エ) 筋交

規格：鉄筋（ターンバックル付）

(オ) ロックボックス

規格：鉄製

寸法：150mm×150mm×150mm

ウ 支柱は、原則、1.0m以上埋め込むものとし、支柱の固定に当たっては、周囲に岩石を突き詰めた上で、強固に締め固めるものとする。

エ ゲートブーム長は、ゲートを設置する場所の幅員に応じて調整するものとする。

オ 資材の組立は、ボルト等により強固に固定するものとする。

カ 注意標識板の寸法は、W450mm×H600mmとする。

キ 注意標識板は、冒頭に「立入禁止」、末尾に該当する森林管理署等の長を明示するほか、区別に次に掲げる字句を明示するものとする。

(ア) ホイールタイプ

「森林作業道への作業員以外の立入を禁止する。また、ホイールタイプ（車幅 2.5m以下、軸距 4.6m以下）及びクローラタイプ以外の車両乗入を禁止する。」

(イ) クローラタイプ

「森林作業道への作業員以外の立入を禁止する。また、クローラタイプ以外の車両乗入を禁止する。」

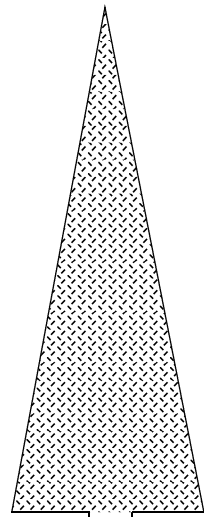
(8) その他

ア 積込、荷卸、待避、廻し場等の作業空間は、各作業の実行を安全かつ効率的に行うため、適切に配置するものとする。

イ 想定車両の走行等に起因して森林作業道の路面に深掘がみられるときは、事業完了時に路面整正を行うものとする。

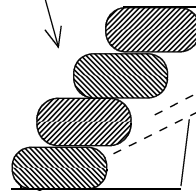
ウ 仮設物を設置したときは、事業完了時に確実に撤去するものとする。

盛土のり面保護工



2.0m未満：直（全土質）

標準1割勾配（1：1）程度



基礎部分は、地山に対して水平
かつ強固に作設する

注) はぎ取った表土及び灌木の根株等を、ブロック状に
転圧しながら積み上げ、その内側に切土を込めて転圧
する作業を数回に分けて繰り返す。

転圧は、クローラで十分に行い、一層の厚さは30cm
程度を標準とする。

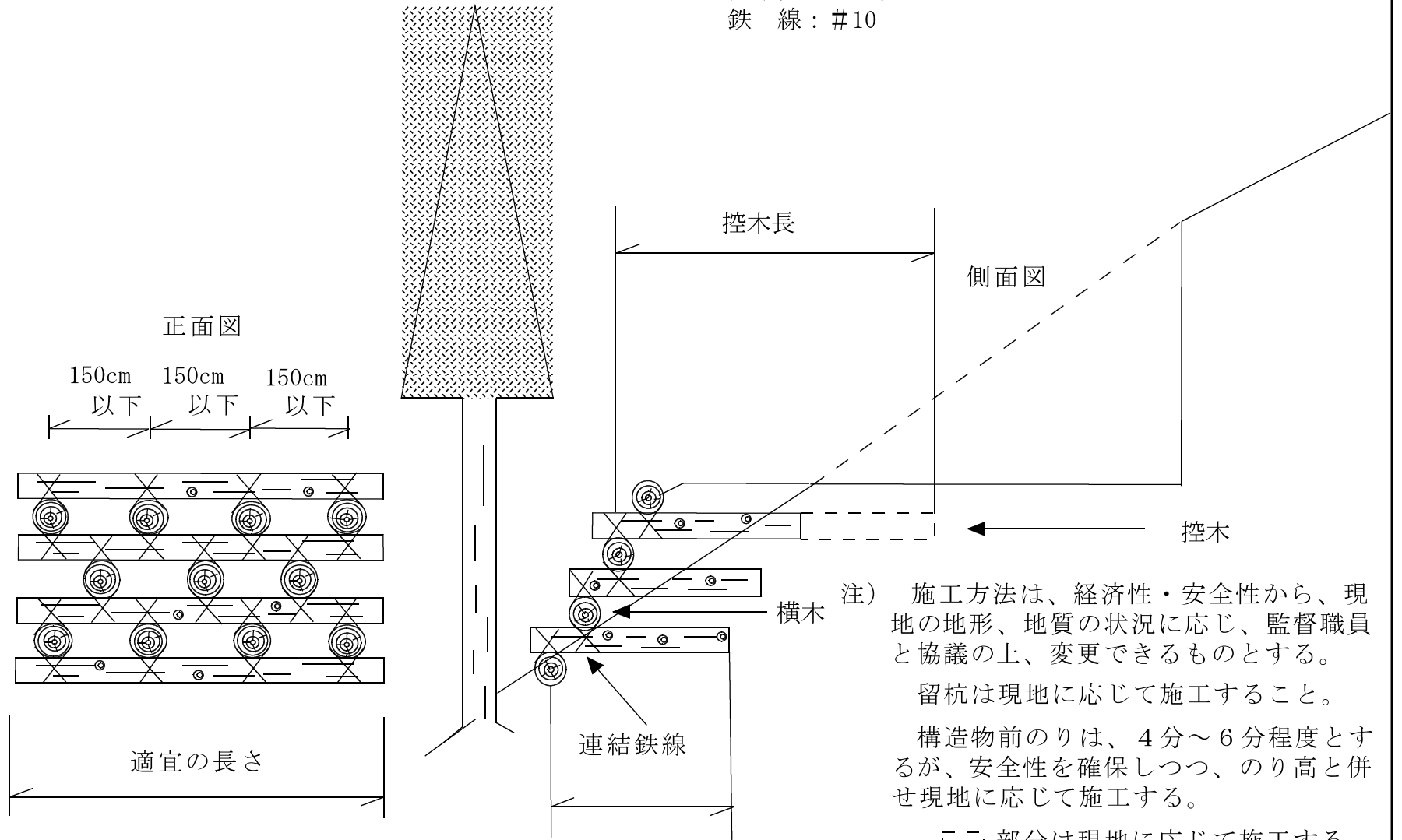
現地の地形、地質により、標準勾配により難しい場
合は監督職員と協議の上、変更できるものとする。

萌芽を発生する小灌木は低く切り過ぎないように
する。

丸太組土留工

(盛土側)

最小径：14cm以上
控木長：80cm以上
鉄線：#10



注) 施工方法は、経済性・安全性から、現地の地形、地質の状況に応じ、監督職員と協議の上、変更できるものとする。

留杭は現地に応じて施工すること。

構造物前のは、4分～6分程度とするが、安全性を確保しつつ、のり高と併せ現地に応じて施工する。

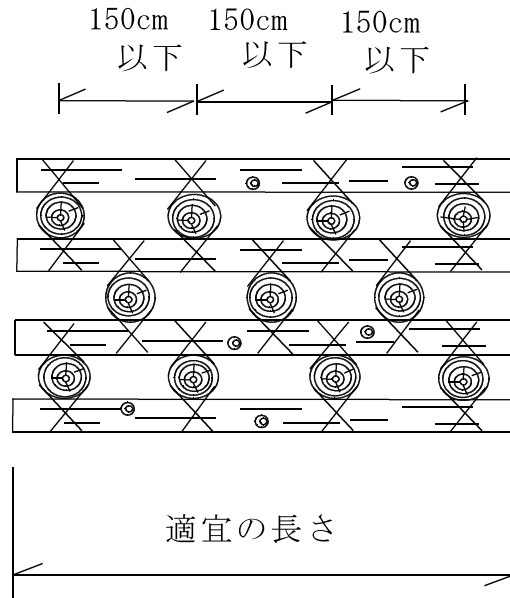
「二」部分は現地に応じて施工する。

丸太組土留工

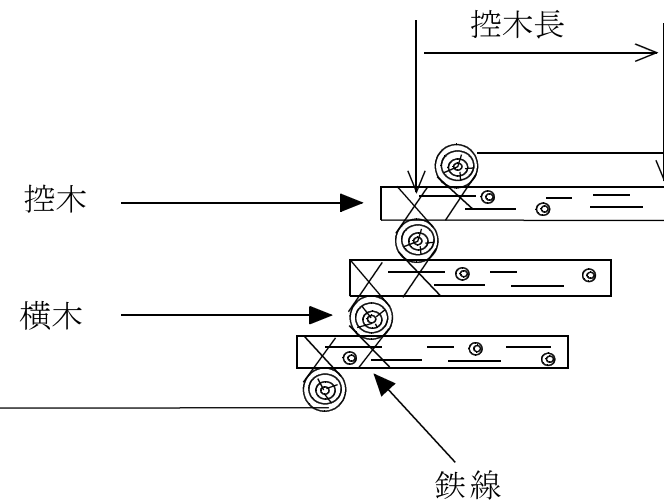
(切土側)

最小径：14cm以上
控木長：80cm以上
鉄線：#10

正面図

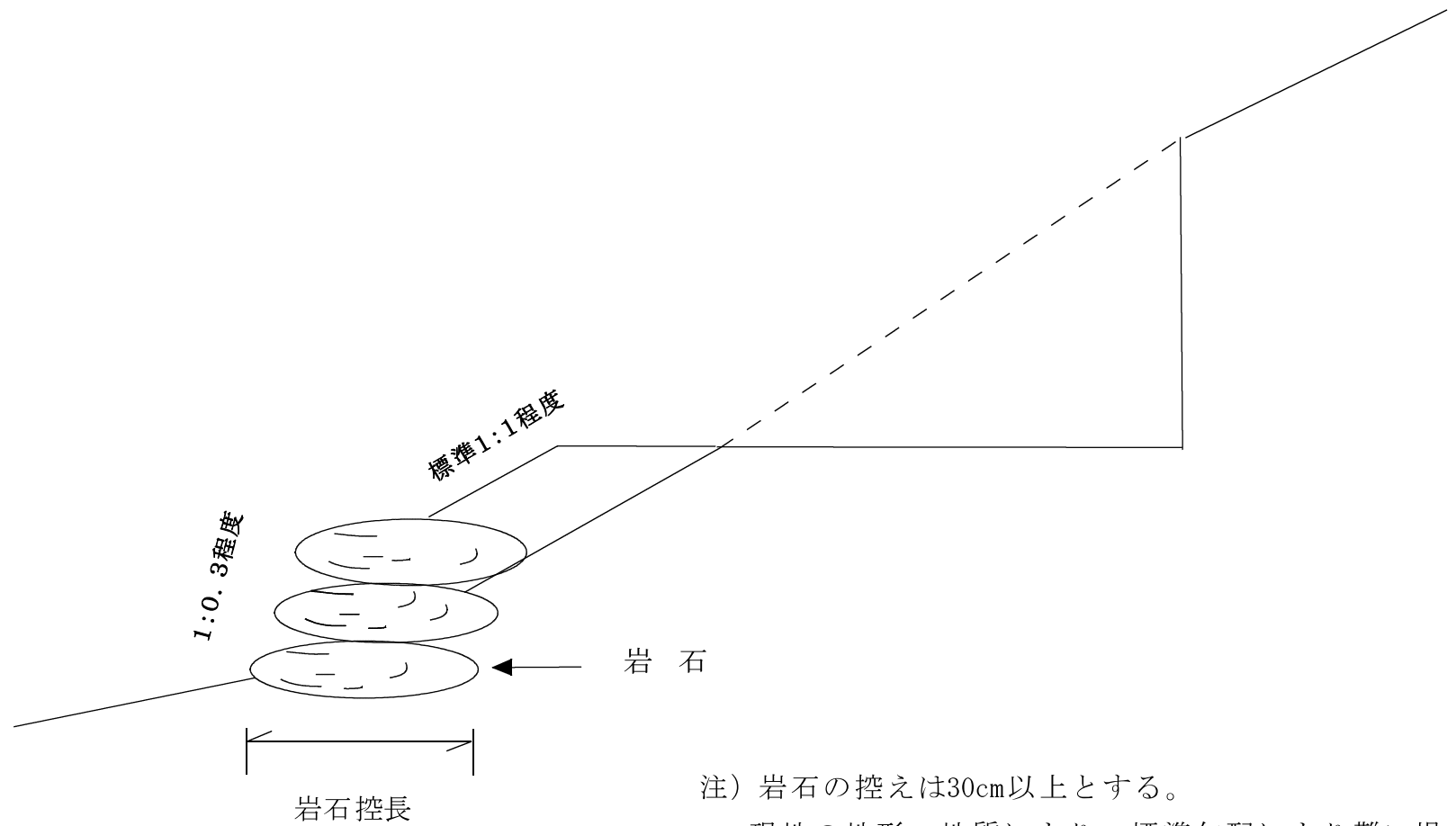


側面図



注) 施工方法は、経済性・安全性から、現地の地形地質の状況に応じ、監督職員と協議の上、変更できるものとする。
留杭は現地に応じて施工すること
構造物前のは、4分～6分程度とするが、安全性を確保しつつ、のり高と併せ現地に応じて施工する。

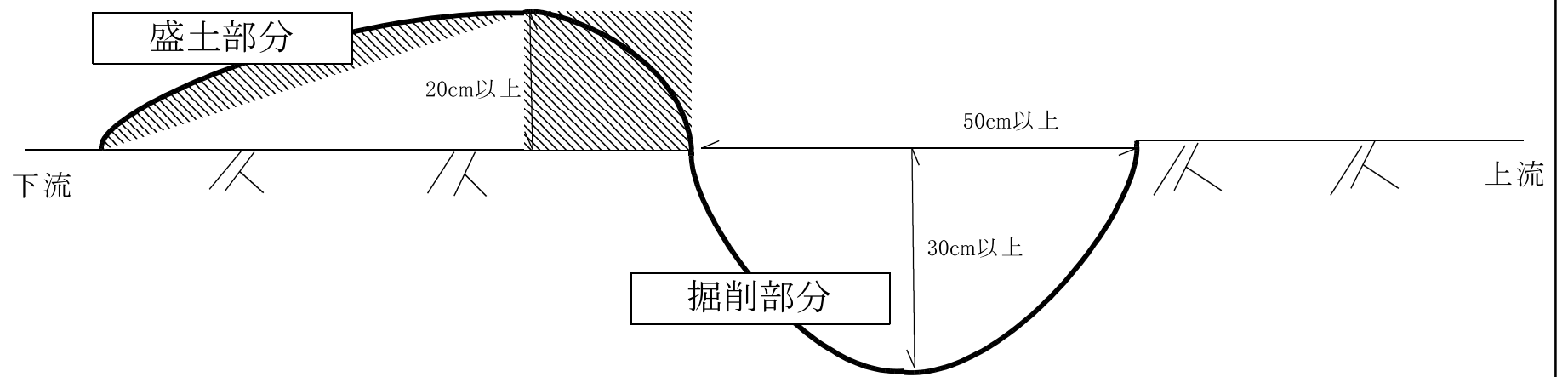
空石積土留工



注) 岩石の控えは30cm以上とする。

現地の地形、地質により、標準勾配により難しい場合は、監督職員と協議の上、変更できるものとする。

掘削路面排水工



注) 施工は下方に対し斜めに設置し排水を良好にする。

ゲート設置工

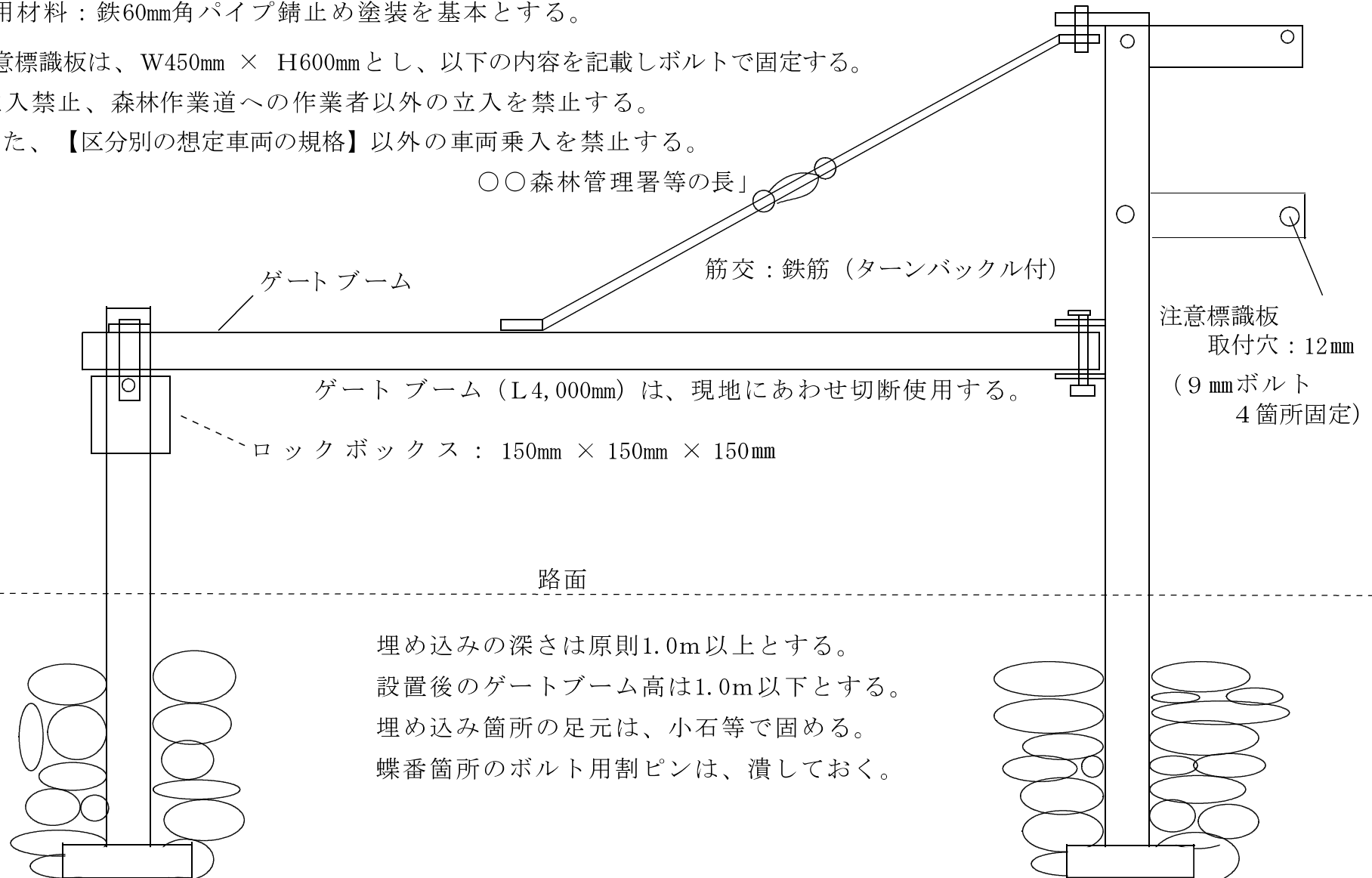
使用材料：鉄60mm角パイプ錆止め塗装を基本とする。

注意標識板は、W450mm × H600mmとし、以下の内容を記載しボルトで固定する。

「立入禁止、森林作業道への作業員以外の立入を禁止する。

また、【区別の想定車両の規格】以外の車両乗入を禁止する。

○○森林管理署等の長」



附 則

- 1 この通知は、令和7年2月20日以降に入札公告を開始する製品生産事業請負に適用する。